

平成29年度

工 事 名 大正池公園機能拡充整備工事

工 事 現 場 栗国村字西地内

工 期 契約締結日の翌日から平成 30 年 1 月 31 日まで

特 記 仕 様 書

第1条（共通仕様書の適用）

本工事の施工に当たっては、沖縄県土木建築部制定の「土木工事等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

第2条（共通仕様書に対する特記及び追加事項）

土木工事等共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記又は別紙のとおりとする。

特 記 仕 様 書

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		3	一般事項	1	本工事は本特記仕様書及び図面に基づき施工するものとし本特記仕様書に記載されていない事項は、土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理基準（土木建築部制定）及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。 施工は本特記仕様書、図面を優先し、土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理基準、並びに、その他の参考図書の順とする。
				2	請負者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。
				3	本工事は、「リサイクル原則化ルール」の実施に努め、「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再資源化等及び再生資源活用実施要領について」に準じて施工しなければならない。
		4	主任技術者及び監理技術者について	1	本工事の請負金額が下記に該当する場合は、該当工事による主任技術者又は監理技術者を専任で置かなければならない。
				1-1	【請負工事金額1億円以上】 次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の

特 記 仕 様 書

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
					<p>建設機械施工又は一級土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>ロ. 技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。</p> <p>1-2 【請負工事金額3千万円以上1億円未満】 次のイ又はロに掲げる者</p> <p>イ. 技術検定のうち検定科目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。</p> <p>ロ. 上欄ロに掲げる者。</p> <p>2 3千万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は、主任技術者に代えて専任の監理技術者を置くものとする。</p> <p>3 上記の監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証（以下「資格者証」という）の交付を受けた者（直接的、かつ恒常的な雇用関係にある者）でなければならない。</p> <p>4 上記の監理技術者は資格者証を常に携帯し、発注者から請求があったときはこれを提示しなければならない。</p> <p>5 監理技術者の氏名、資格名、登録者証交付番号を記載した標識を、公衆の見やすい場所に提示しなければならない。</p> <p>6 1) 【現場施工に着手する日が確定している場合】 請負契約の締結の日の翌日から平成〇〇年△△月××日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 2) 【現場施工に着手する日が確定していない場合】 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。</p> <p>7 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（工事検査合格通知書における日付）とする。</p> <p>5 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について</p> <p>1 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者（企業）と入札執行日以前に3カ月以上の雇用関係が成立していなければならない。</p>

特 記 仕 様 書

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		6	工事カルテ作成・登録について	2 1	<p>請負者は、着手届と共に、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提示しなければならない。</p> <p>請負者は、受注時又は変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない（ただし、工事請負金額500万以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）。</p> <p>また、(財)日本建設情報総合センター発刊の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略出来るものとする。</p>
		7	施工体制台帳	1	<p>請負者は、別紙「様式例4（工事担当技術者）」を追加して施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督員に提出するものとする。なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。</p>
		8	現場の管理	1	<p>受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。</p>
		9	現場事務所の設置	1	<p>受注者は、工事現場内又は、現場付近に現場事務所を設置しなければならない。</p> <p>事務所内には、本工事の概要、実施工程表、組織表、天気図、その他必要事項を一目で理解できるよう作成し、掲示すること。</p>
		10	疑義の解釈	1	<p>受注者は工事着手前に必要な調査、測量を行い設計図書を確認すると共に仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合は、すべて監督員と協議し、施工しなければならない。</p> <p>なお、協議を怠って生じた損害は、すべて受注者の負担とする。</p>
		11	工事進捗状況の報告について	1	<p>受注者は、毎月の工事の進捗状況を翌月の3日までに監督員へ報告しなければならない。</p>
		12	県産品の優先使用について	1	<p>本工事に使用する資材等は、県内で産出、生産又は製造された資材等で、その規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。</p>
		13	下請業者の県内企業優先活用	1	<p>受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有するもの）から選定するように努めなければならない。</p>

特 記 仕 様 書

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		14	生コンクリートについて	1	均しコンクリートをのぞく、コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。(港湾・空港を除く。)
		15	琉球石灰岩の違法採掘防止について	1	工事用資材として琉球石灰岩（古生代石灰岩を除く）を使用する場合は、出鉱証明書（原本）を提出すること。琉球石灰岩とは、捨石、栗石、クラッシャーラン等をいう。
		16	工事に使用する資材等の運搬について	1	土砂、資材等の運搬にあたっては、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を充分に行うこと。
		17	建設発生土について	1	搬出の抑制及び工事間の利用促進 1) 搬出の抑制 適正な施工により、建設発生土の発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならない。 2) 工事間利用の促進 建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない。
				2	工事現場等における分別及び保管 建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないように分別解体に努めなければならない。重金属等で汚染されていると判断される建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。 また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するための必要な措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。
				3	運 搬 次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。 1) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。 2) 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。 3) 海上運搬する場合、周辺海域の利用状況等を考慮して適切に経路を設定するとともに、運搬中は環境保全に必要な措置を講じること。

特 記 仕 様 書

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
				4	<p>受入地での埋立て及び盛土</p> <p>建設発生土の工事間流用ができず、受入地において埋立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続きの他、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。</p> <p>また、海上運搬埋立地において埋め立てる場合には、上記の他、周辺海域への環境影響が生じないよう余水吐き等の適切な汚濁防止の措置を講じなければならない。</p>
		20	標準操作方式建設機械（バックホウ）の使用について	1	<p>本工事の施工に当たり、建設機械（バックホウ）を使用する場合は、標準操作方式に指定された建設機械を使用するように努めること。</p>
		21	排出ガス対策型建設機械の原則化について	1	<p>本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施設第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。</p> <p>一般工事中建設機械 [ディーゼルエンジン出力 7.5から272kw]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・ホイールローダ（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機 ・空気圧縮機 ・油圧ユニット（基礎工事中機械で独立したもの） ・ローラ類 ・ラフテレーンクレーン
		22	建設リサイクルの推進について	1	<p>受注者は、本工事で発生する建設廃棄物について、「建設リサイクル法」及び「廃棄物処理法」を遵守し、適正な収集運搬及び処分等を行うこと。</p> <p>2 受注者は、下請業者に対して「建設リサイクル法」第12条第2項に基づき告知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、工事着手前に国土交通省により提供されているCREDAS（クレダス）入力システム【国土交通省HPホーム→総合政策→リサイクル→CREDASシステムの順でダウンロード】で作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。なお、CREDAS入力システムのデータは工事成果品として監督員に提出すること。</p>
		23	ゆいくる材について	1	<p>（ゆいくる材の利用）</p>

特 記 仕 様 書

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
				2	<p>本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。</p> <p>ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用することができる。この場合においても受注者は「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。</p> <p>また、ゆいくる材の在庫がない等により使用できない場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(建設廃棄物の搬出)</p> <p>1) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設、またはゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ原材料として出荷している施設へ搬出すること。ただし、島内に当該施設がない場合はこの限りではない。</p> <p>2) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前述に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から、運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。</p>
				3	<p>(ゆいくる材の品質管理)</p> <p>1) ゆいくる材の品質管理にあたっては、「土木工事施工管理基準」のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。</p> <p>2) 受注者は、工事請負金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に（財）沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>3) 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取、及び現場への資材初回搬入時と敷均し転圧完了後の現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。</p> <p>4) 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。</p>
				4	<p>(完成時の提出)</p> <p>1) 受注者は、完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆいくる材利用状況報告書 ・ゆいくる材出荷量証明書 ・再生資源利用実施書、同利用促進実施書 <p>2) 監督員に提出された 1) の書類は、監督員より建設技術センターへ提出された後、建設技術センターから監督員あてに「再生資源関係書類最終確認証」を発行するので、受注者は、監督員からこれを受領して、完成検査時</p>

特 記 仕 様 書

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		29	工事完成図書の提出	1	に検査官に提示すること。 工事完成図書は、電子媒体（CD-R等）で（正）1部提出すること。
		34	公共事業労務費調査に対する協力	2	「紙」による提出物は、監督職員と協議の上決定すること。
				1	本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。
				2	調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。
				3	公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
				4	本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
		35	暴力団員等による不当介入の排除対策	1	受注者は、当該工事の施工に当たって「栗国村役場発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成19年7月24日）」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
				2	暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
				3	暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
				4	排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。
		36	ワンデーレスポンスの実施	1	この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らか回答を「その日のうち」にすることである。
				2	受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

特 記 仕 様 書

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		37	ガイドライン等の遵守について	3	受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
				4	効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。
		38	本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて	1	設計変更等については、契約書18条から24条及び共通仕様書1-1-13から1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（沖縄県土木建築部）及び「工事一部中止に係るガイドライン（案）」（沖縄県土木建築部）によるものとする。
				2	「設計図書の照査」については、「設計図書の照査ガイドライン（案）」（沖縄県土木建築部）を参考とする。
		39	アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取り扱いについて	1	舗装切断作業に伴い、切断機から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。
				2	「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。
				3	なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。
		40	既設木道廃材の管理について	1	既設木道の廃材の保管場所（現場敷地内）については、発注者と協議し決定する。